

重度障害者等就労支援特別事業について

北九州市では、この度、重度障害等のある方に対する就労支援として、通勤支援や職場等における支援を行うことにより、当該重度障害等のある方の就労機会の拡大を図ることを目的とする「重度障害者等就労支援特別事業」を実施します。

(1) 対象者 (※就労場所は問いません)

北九州市の重度訪問介護、同行援護又は行動援護の決定を受けている方（以下、「重度障害等のある方」という。）で、次のいずれかに該当する方

ア 民間企業に雇用されている方で、1週間の所定労働時間が原則10時間以上の方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）

※ 10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げる場合も対象とすることができます。

イ 自営業者等で所得の向上が見込まれる方で、自営等に従事する時間が基本的に1週間のうち10時間以上の方

※ 雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みます。

※ 週10時間未満であっても、「経済活動」をしていない場合と比較し、確実に所得が向上すると考えられる場合は、対象とすることができます。

(2) 支援の内容

以下のいずれかに該当する場合、重度障害等のある方の通勤や職場等における支援を行います。

ア 企業が重度障害等のある方を雇用するに当たり、高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「JEED」という。）が実施する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害等のある方の雇用継続に支障が残る場合

イ 重度障害等のある方が自営業者等として働く場合

支援の範囲	JEEDの助成金を活用	本事業で支援
通勤支援	各年度3ヶ月まで	各年度4ヶ月以降
職場等における業務関連支援※1	○	—（助成金で対応）
職場等における上記以外の支援※2	×（助成金対象外）	○

※1 業務関連支援…文書の朗読・作成、機器操作、業務上外出の付き添い等、障害のある方が主体的に業務を遂行するために必要な業務に関連する支援

※2 それ以外の支援…喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保の見守り等

※注 自営業等の方は、JEEDの助成金の部分についても、本市で支援します。

(3) サービス提供事業者

サービス提供（ヘルパーの派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障害福祉サービス事業者となります。

(4) 支給量

種別	支給量
重度訪問介護	月180時間以内
同行援護	通勤支援:月54時間以内、職場等における支援:月20時間以内
行動援護	月74時間以内

(5) 利用者負担

サービス提供に要した費用の1割。ただし、世帯の所得状況に応じて、利用者負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	(ア) 生活保護世帯	0円
低所得	(イ) 市町村民税非課税世帯	0円
一般	上記(ア)又は(イ)以外	37,200円

(6) 申請方法

各区役所高齢者・障害者相談コーナーで受付します。なお、申請に当たって、通勤や職場等における支援についての支援対象範囲を明確にした「支援計画書」の作成が必要となりますので、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

各区役所高齢者・障害者相談コーナー 又は保健福祉局障害者支援課

名称	電話番号
門司区高齢者・障害者相談コーナー	093-321-4800
小倉北区高齢者・障害者相談コーナー	093-582-3430
小倉南区高齢者・障害者相談コーナー	093-952-4800
若松区高齢者・障害者相談コーナー	093-751-4800
八幡東区高齢者・障害者相談コーナー	093-671-4800
八幡西区高齢者・障害者相談コーナー	093-645-4800
戸畑区高齢者・障害者相談コーナー	093-881-4800
保健福祉局障害者支援課	093-582-2424